

## 「香取市環境基本計画（素案）」に対する パブリックコメントの実施結果について

「香取市環境基本計画（素案）」について実施したパブリックコメントの結果について、次のとおり報告いたします。

貴重なご意見をお寄せいただき有難うございました。

### 1. 意見募集の結果概要

意見の募集期間	平成20年12月1日～平成20年12月22日
意見の提出件数	提出者数： 1名 意見件数： 6件
意見への対応等	意見を参考に案を修正したもの： 0件

### 2. 意見の内容及び意見に対する市の考え方

No.	意見の内容（要旨）	意見に対する考え方	修正有無
1	<p><b>【ゴミの分別について】</b> 日常生活において発生するゴミを、徹底的に分別リサイクルすることで、膨大な処理費用を半分か1／3以下にすることを目標にして、早急に対策を推進することが必要ではないか？</p>	<p>ごみの減量化と再資源化の推進は市の重要課題であり、本計画の基本方針として「ごみのない清潔なまちを創る」（P60 など）を設定しております。</p> <p>今後とも、ごみの発生を抑制し、資源の有効利用を図り、資源循環型社会づくりの推進に向けた取り組みに努めてまいります。</p>	無
2	<p><b>【リサイクルについて】</b> ごみの減量のための研修や、リサイクルについての専門職員を区事務所等に配置して市民に指導・啓発を行ってはどうか？</p>	<p>ごみの排出者である市民への啓発については、広報・回覧等で実施しており、市のホームページにも常時掲載していますが、今年度から「まちづくり出前講座」も開設されましたので、ご活用いただければと考えます。</p>	無
3	<p><b>【屋外焼却について】</b> 各家庭でのゴミ、農作業で使用するビニール類の屋外焼却について、防災無線や広報紙で周知しているが、さらに徹底的に監視・通報する体制を活用して、すぐにできることを始めてほしい。</p>	<p>ごみの不法投棄と屋外焼却行為は「廃棄物の不適正処理」として厳しく罰せられる行為です。本計画でも基本方針として「きれいな空気を守る」（P46 など）を設定し、「屋外焼却行為や廃棄物不法投棄の監視強化」を具体的な取り</p>	無

		<p>組みとして記載しています。</p> <p>今後は、監視パトロールによる早期発見・早期指導及び原因者責任による処理の徹底を図ります。</p>	
4	<p><b>【ゴミ袋について】</b></p> <p>10月より佐原・栗源区のゴミ袋に処理手数料が上乘せされたことにより、ゴミ袋の単価が上がったが、ゴミの減量化を実施することで、浮いた費用をゴミ袋代に還元するなど、市民に理解できるようなゴミの減量化の方向に市に邁進してほしい。</p>	<p>市では、ごみの減量化・再資源化の推進・費用負担の公平化を図るため、栗源区と佐原区の可燃ごみ指定袋について手数料を統一しましたが、今後、ごみの減量化状況などを市民に公表してまいります。また、ごみ減量化によって施設（焼却炉・最終処分場）の延命化も図られ、地球温暖化対策にも資するなどの効果が得られることなどを周知してまいります。</p>	無
5	<p><b>【残土条例適用除外について】</b></p> <p>建設残土は発生した地域の近くで処理されることが望ましい。このような建設残土の持ち込みについて、3,000平方メートル以上の面積についても規制できる条例を制定してほしい。</p>	<p>土砂等の埋立て行為について、本計画では、基本方針として「健全な土壌を維持する」（P50など）と設定し、「埋立て事業の適正実施の徹底指導」を具体的な取り組みとして記載しています。</p> <p>面積要件の撤廃については、実務上の問題の精査も必要なため、今後の課題とさせていただきます。</p>	無
6	<p><b>【基本計画の範囲について】</b></p> <p>香取市環境基本計画（素案）は範囲が広く網羅されているが、重点的に実行すべき施策に絞って香取市にあった環境政策を行ったほうがよい。</p>	<p>本計画は、身近な環境から地球温暖化問題等の地球規模の環境問題までを対象としています。そのため、各施策についても幅広い環境問題を取り扱っています。ご指摘の、重点的に実行すべき施策については第9章（P77～）にて「重点施策」として、優先的に取り組む施策について記載しており、まずはこの重点施策に沿って基本計画を推進していきます。</p>	無

### 3. 問合わせ先

香取市役所 市民環境部 環境安全課

TEL 0478-50-1248 / FAX 0478-54-7654